

平成 20 年度 飯舘村健全化判断比率等について

健全化判断比率等の公表について

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、飯舘村の平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率を下記のとおり公表します。

●健全化判断比率

下表のとおり、平成 19 年度に引き続いて、いずれの指標についても村の財政が健全であることを示す結果となりました。

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (黒字 7.01%)	15.0%	20.0%
②連結実質赤字比率	— (黒字 9.34%)	20.0%	40.0%
③実質公債費比率	10.2%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	35.6%	350.0%	

※ 平成 20 年度は、平成 19 年度に引き続いて赤字決算とならなかったため、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率ともに表中に「—(該当無し)」で表示しています。

※ また、参考までに黒字比率を括弧内に表示しています。

※ 表中に示した早期健全化基準および財政再生基準は、本村規模の自治体における健全度を計る指標の上限値です。

●資金不足比率

下表のとおり、平成 19 年度に引き続いて、いずれの公営企業会計についても資金不足を生じていないことを示す結果となりました。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業	—	20.0%
農業集落排水事業	—	20.0%

※ 平成 20 年度は、平成 19 年度に引き続いて資金不足とならなかったため、表中に「—(該当無し)」で表示しています。

※ 表中に示した経営健全化基準は、本村規模の自治体における健全度を計る指標の上限値です。

●用語解説

健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標のこと。

ここでは、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)および資金不足比率をあわせて健全化判断比率等と言っています。

実質赤字比率

普通会計の実質収支額の合計が赤字となった場合の標準財政規模に対する割合のこと。

【例 ; 家計の年間赤字額 ÷ 家計の年収額 】

連結実質赤字比率

普通会計および公営事業会計の実質収支額、公営企業会計の資金余剰額の合計が赤字となった場合の標準財政規模に対する割合のこと。

【例 ; 家計および家業の年間赤字額 ÷ 家計の年収額 】

実質公債費比率

普通会計、公営事業会計、公営企業会計が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3ヵ年平均のこと。

【例 ; (家計および家業の年間借金返済額 ÷ 家計の年収額)の3ヵ年平均 】

将来負担比率

普通会計、公営事業会計、公営企業会計が負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合のこと。

【例 ; (家計および家業の借金の残高 ÷ 家計の年収額) 】

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足の事業収入に対する割合のこと。

【例 ; (家業の資金不足額 ÷ 家業の年収額) 】

標準財政規模

標準税収入額等(村民税や地方譲与税など)、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計のこと。

早期健全化基準

健全化判断比率の4指標のうち、1つでもこの基準を超えると、下記①、②、③が義務付けられ、早期健全化が著しく困難と認められる場合は④の勧告がなされます。

- ① 財政健全化計画の策定(議会の議決)
- ② 外部監査の要求
- ③ 実施状況を毎年度議会に報告・公表
- ④ 県知事からの必要な勧告

財政再生基準

健全化判断比率の4指標のうち、1つでもこの基準を超えると、下記①、②が義務付けられ、下記③の同意を得られない場合、一部の事業を除いて地方債の発行(借金)ができなくなります。

- ⑤ 財政健全化計画の策定(議会の議決)
- ⑥ 外部監査の要求
- ⑦ 財政再生計画の協議(総務大臣)

経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が、1つでもこの基準を超えると、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

※普通会計、公営事業会計、公営企業会計および健全化判断比率等の区分については、下図のとおりです。

普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	飯舘村診療所特別会計				
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計				
	介護保険事業特別会計				
	後期高齢者医療特別会計				
公営企業会計	簡易水道事業特別会計	資金不足比率			
	農業集落排水事業特別会計				
一部事務組合等	一部事務組合				
	第三セクター				